

労働保険事務組合への委託のご案内（改定版）

（平成29年4月厚生労働大臣の設立認可済）

（一社）愛知県労災指定医協会

平成31年4月

会員の皆様へ 愛知労働局長から「労働保険事務組合設立認可」を受け、事務委託を希望される医療機関との本契約を進めております。
労働保険事務組合として、会員様へご提供できるサービスの内容及び委託手数料等につきまして、下記のとおりご案内させていただきます。
※なお、事務委託することができる医療機関は、従業員数が100名未満の医療機関ですので、ご注意ください。

【労働保険関係の委託事務】（※労災保険・雇用保険を対象）

- ・概算保険料、確定保険料等の申告及び納付に関する事務
- ・保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等
- ・雇用保険の被保険者資格の得喪等に関する届出等
- ・労災保険の特別加入の申請等
- ・その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

【社会保険関係の委託事務】（※健保・国保・厚生年金等を対象）

- ・健康保険・厚生年金被保険者資格取得・喪失届等
- ・健康保険・厚生年金被保険者報酬月額変更・算定基礎届等
- ・健康保険・厚生年金被保険者賞与支払届等
- ・医師国保の各種手続き代行等

※労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等、社会保険関係の申請・請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれていますので、
当協会委嘱社会保険労務士と別途契約を結ぶことにより、労働保険関係並びに社会保険関係の申請・請求等の手続きをワンストップで行うことができます。
また、就業規則・協定届等の変更、賃金・退職金等、保険給付請求等、労務管理全般に関する相談をお受けします。

【委託手数料（年間）】委託手数料は、**年間の委託料（別途消費税）**です。 なお、従業員数と委託される事務の範囲に応じて異なりますので、ご注意ください。

従業員数	委託される範囲	
	労働保険のみ	
1～14人	20,000円	ライトプラン
15～49人	40,000円	ライトプラン
50～99人	100,000円	ライトプラン

【事務処理委託のメリット】※外注費を大幅カットできます。

- ・労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に替わり代行処理
- ・労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付
- ・事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入できる
- ・社会保険・厚生年金等についても委託される場合、その代行処理
- ・手続き終了後、速やかに担当者様へ結果報告を行います。

※委託手数料を振り込んでいただく期日は、平成31年4月以降で、初回の労働保険料納付時期（毎年6月1日～7月10日）となります。